

山形県Uターン就職活動交通費助成事業費補助金に係るQ&A

Q1 企業説明会などに参加する経費は対象となりますか。

A1 県内企業との採用面接を受けるため又はインターンシップに参加するために要する交通費のみが対象となりますので、採用に関わらない企業説明会への参加や、筆記試験のみの場合などは対象になりません。

なお、申請の際の添付資料として、採用面接が実施されたことを証明する書類に企業側から必要事項を記入・押印していただく必要があります。

Q2 短期のインターンシップは対象となりますか。

A2 当補助金の対象となるのは、3日以上インターンシップとなります。1日又は、2日のインターンシップは対象となりませんのでご注意ください。

Q3 交通手段はどのような方法でもよいのですか。

A3 鉄道、航空、高速バスを利用した場合とパック料金のみが対象となります。

これら以外の路線バスや自動車、タクシー利用などの経費は対象となりませんのでご注意ください。

Q4 面接又はインターンシップ実施地との往復の経路はどのような経路でもよいですか。

A4 現在お住まいの住所から、県内企業との面接又はインターンシップ実施地までの往復の移動に要した経路が対象となりますので、最短経路など特定の経路には限定しませんが、当該目的に沿った適切な経路を選択してください。また、インターンシップ期間中のインターンシップ実施地と宿泊地の間の交通費は対象外となります。

なお、申請の際には、支出した経費に係る領収書の原本(又は支払いを証明できるもの)を添付していただく必要があります。

Q5 移動日と面接日が離れていても、申請できますか。

A5 補助金の交付を受けるにあたっては、往路にあっては面接日又はインターンシップ開始日から起算して7日前の日から当該面接日又はインターンシップ開始日までの間の移動、復路にあっては面接日又はインターンシップ終了日から起算して7日以内の移動に係る経費が対象となります。

Q6 経費(交通費)の領収書を紛失してしまいましたが、申請できますか。

A6 支出した金額を証明できない場合は申請を受付けることができませんので、領収書等は申請時まで大切に保管してください。

また、採用・インターンシップ実施証明書についても、紛失等により添付が無い場合には申請を受付けることはできませんのでご注意ください。

Q7 申請はいつまでに行う必要がありますか。

A7 面接を受けた日又は、インターンシップを終了した日から30日以内に申請する必要があります。期限を過ぎた場合には申請を受付けることができませんのでご注意ください。(なお、年度末の場合は平成31年3月15日までに申請する必要があります。)

Q8 採用面接を受けたが、不採用となった場合も助成を受けられますか。

A8 山形県内で採用面接を受け、申請に必要な条件を満たしている場合は、面接の結果の如何にかかわらず助成を受けることができます。